

# 久之浜第二小学校 いじめ防止基本方針

いわき市立久之浜第二小学校

## [いじめの定義]

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- ・ いじめは絶対に許されない行為であるという強い認識をもち、教職員が一体となっていじめの防止に取り組むこと。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ・ いじめはどの子にも起こりうるという考えをもち、学校全体で組織的に子どもたちを見ていくこと。

### 2 いじめに関する対策のための校内組織

- ・ いじめに関する対策のための組織を「生徒指導委員会」の中に設ける。構成員は校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭とする。ただし、基本的には全職員で対応にあたる。

### 3 いじめ未然防止の対策

- (1) 望ましい学級集団作り
  - ・ 日頃から互いを尊重し合う望ましい人間関係を育む環境作りに努める（4年QUテストの活用6月）。
- (2) 道徳教育の充実
  - ・ 道徳教育の充実を図り、善悪の判断や、個人の尊重といった価値を高める。
- (3) 体験活動の充実
  - ・ 防災学習などを通して助け合う体験活動や、伝え合う体験活動を通して、共感的な人間関係作りを推進する。
- (4) 積極的な生徒指導
  - ・ 1, 2学期に各1回ずつ教育相談週間（5月、11月）を設け、児童の人間関係や悩みを把握し解決できる場を設ける。
- (5) 開かれた学校作り
  - ・ 家庭・地域と連携を図り、いじめを許さない、見逃さない教育環境を作る。
- (6) 児童と教師の共通理解
  - ・ 学級活動などを通じて、児童がいじめについて自ら話し合い、正しい知識や認識を教師と共有する。

### 4 早期発見のための取り組み

- (1) きめ細やかな観察
  - ・ 日常からいじめはどの子にも起こるものであるという認識のもと、少人数学校の特色を生かし全教職員で児童を見守り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。また、全職員で情報の共有化を図る（生徒指導委員会、職員会議）。
- (2) アンケートの実施（生活アンケート：5月、11月 いじめアンケート：7月、12月）

- ・ 各学期に1回ずつ「生活アンケート」を行い、児童の人間関係やいじめの実態がないか調査する。
- (3) 学校カウンセラーの活用
  - ・ 学校カウンセラーを招き、児童の様子を観察及び相談をする機会を設け専門的なアドバイスを受けることが可能である。
- (4) 家庭への啓発
  - ・ 学校だよりや学級だより等を活用し、いじめ防止に向けての学校の基本方針を理解いただく。家庭での児童の様子で気になる点があれば、いつでも相談いただける信頼関係作り、体制作りを行う。
- (5) 生徒指導委員会の充実
  - ・ 生徒指導委員会において、毎回児童の情報交換の場を設定し、それぞれの児童に対しての情報交換する。いじめの早期発見に努める。

## 5 いじめ問題発生時の対応

対応の流れ	教職員の動き
1 いじめ情報のキャッチ (担任、教職員、児童、保護者、地域) 2 報告 (校長、教頭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報認知後、速やかに報告する。</li> <li>○ 事態の大小に限らず必ず報告する。</li> <li>○ 情報を出来るだけ正確に伝える (憶測で判断しないよう注意する)。</li> </ul>
3 事実関係の正確な把握及び情報収集 (指導)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童及びいじめた児童両方から事情を調査する (校長の指導の下に組織的に対応)。</li> <li>○ 正確な情報を得るため、当該児童以外の児童にも事情を調査する。</li> <li>○ 情報が一致しいじめが確認できた段階でいじめた児童には指導する (決して許されることではないことを理解させる)</li> <li>○ いじめられた児童に寄り添った対応をする。</li> <li>○ 情報がまとまり次第、逐次管理職に報告する。</li> </ul>
4 いじめ対策本部会議 (校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ対策本部会議において指導・援助体制の構築及び誰が、何を、いつまでに行うのかを決める。(保護者との面談日時、児童の個別面談、カウンセラーの要請、市教委への報告 等)</li> </ul>
5 全職員による対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童、いじめた児童両方の保護者に事実関係を連絡する。</li> <li>○ いじめた児童への指導、いじめられた児童へのサポートを全職員が協力して行う。</li> <li>○ 全校生でいじめについて考えさせる時間を設け、決して許されることではないことを再確認させる。</li> </ul>

### ○ 重大事案への対応

- ・ 重大事案が発生した場合、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。